

# 家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業仕様書

## 1. 委託事業名

家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業

## 2. 目的及び事業概要

地球温暖化が進展する中、温室効果ガスの削減に向けた省エネ対策の推進は、国のみならず府の重要課題の1つになっている。特に家庭部門については産業・運輸部門に比べて省エネ対策の取組が進んでおらず、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月策定）や「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成27年3月策定）の目標達成には更なる取組が必要とされている。

そのためには、省エネ意識を高め、家庭での省エネを推進することにより世帯あたりのエネルギー消費量を減少させていくことが重要である。

このため、地域で啓発活動を担う「地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）」制度を活用して、大阪の地域性や府民の生活習慣の特性等を理解した上で、ツールを使って府民に分かりやすく省エネアドバイスをを行う人材（以下「省エネアドバイザー」という。）を養成し、商業施設等の民間とも連携し、（個別対応型）省エネ相談会を開催して各家庭の省エネ診断等を府内各地で展開し、広く府民に対し省エネ行動の取組の裾野を広げていくため、本事業を実施する。

## 3. 契約期間

契約締結の日から平成31年3月22日（金）まで

## 4. 委託上限額

4,500,000円（税込）

※本事業を実施するすべての経費を含む。

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

「省エネアドバイザー」は、推進員の能力向上を図り、府が独自に養成する人材である。推進員及びその候補者の中から希望を募り、府域の地域性や府民の生活習慣等を踏まえた省エネ知識を有し、府民生活に密着した分かりやすい省エネアドバイスをを行う推進員を養成、活用するものである。

このため、本事業で実施する業務は、次の(1)及び(2)となる。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下、発注者という）と十分に調整をすること。

### (1) 「省エネアドバイザー」養成講座の開講

#### ① 養成講座で使用するテキスト（以下「養成テキスト」という。）の作成

養成テキストには、家庭において実践できる省エネ知識を効果的に示すほか、次のア～オの5つの項目を含めることとし、遅くとも7月末までに完成させ、大阪府へ電子データ（様式第1号）により提出すること。

## ア. 府域の地域性等を統計的に踏まえた省エネ知識に関すること

省エネアドバイザーが基礎知識として府域の特徴を理解するため、二酸化炭素排出量や省エネ行動の実施状況などに関する府域の地域性、府民の生活習慣等の統計的な特徴を分析し、養成テキストの前段でまとめること。分析にあたっては、国、自治体、各種団体が実施した調査のうち利用可能なデータを使用するほか、受託者が独自に調査したデータを用いる場合は実施内容等を明確にして統計的に有意性が高いデータであることを示すこと。

<分析項目（例）>

- ・二酸化炭素排出量に係る全国等との比較・分析  
エネルギー種別、用途別、電気機器別、夏期・冬期別、家族構成別 等
- ・省エネ行動の実施状況に係る全国等との比較・分析  
テレビの視聴時間・明るさ設定、冷蔵庫・エアコンの設定・使用時間、給湯器・シャワーの使用、暖房機器の種類 等

## イ. 省エネ行動に関する方法・効果に関すること

家庭で手軽に取り組むことができる省エネ行動について、行動メニューとその効果（エネルギー削減量、CO<sub>2</sub>削減量、節約金額の試算）を分かりやすく示すこと。

なお、掲載する内容については国、自治体、各種団体が公表している利用可能で信頼性の高い情報を掲載すること。

<公表されている情報例>

- ・経済産業省資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬」
- ・東京都「家庭の省エネハンドブック 2017」
- ・大阪府地球温暖化防止活動連絡調整会議「省エネエコなくらし」 等

## ウ. 省エネ相談会で用いる簡易的な省エネ診断ツールに関すること

省エネ相談会で用いる、5分～10分で完了する簡易的な診断ツール（ソフトウェア等）の内容、使用方法、実施手順等を学ぶ実践的な内容とすること。

なお、既存の省エネ診断ツールを用いる場合は、あらかじめ使用の権利関係を調整しておくこと。

## エ. 省エネ行動を起こすための効果的な情報提供手法及び効果検証を行うためのアンケート調査手法に関すること

実際に家庭で省エネ行動を起こすために、行動科学の理論（ナッジなど）を応用するなど効果的な情報提供手法（※）について習得する内容とすること。また、省エネ相談会実施後（実施後2，3ヶ月後）に行うアンケート調査「省エネ相談後に実施した省エネ行動の項目やCO<sub>2</sub>削減効果を試算するために必要な項目に関するアンケート調査」の内容について記載すること。

（※）省エネ行動を起こすための情報提供手法の例

- ・上記「イ」において記載する各省エネ行動による利得情報（又は行動等を行わない場合の損失情報）
- ・家電の使用年数ごとに買換えによる利得情報（又は行動等を行わない場合の損失情報）
- ・家族構成等が類似の家庭（平均的な標準家庭、同じ地域に住んでいる

家庭)との比較や順位付け 等

#### オ. 府民への効果的な説明方法、接遇・コミュニケーション手法に関すること

省エネ相談会の開催場所となる店内・店頭や街頭において、来場者等に声をかけて呼び止め、一人でも多くの府民に対して省エネアドバイスを受けてもらうためには、適切な態度や言葉遣いで府民に接することが重要であることから、接遇・コミュニケーション手法について習得する内容とすること。

また、各家庭に応じて相談者の興味や関心に合った効果的な説明方法を学ぶ内容とすること。

(提案を求める内容)

- ・ 「養成テキスト」に掲載する項目・内容を提案し、それぞれの効果について説明すること。提案内容には、省エネ行動を起こすための情報提供手法及び効果検証を行うためのアンケート調査手法についても含めること。
- ・ 省エネ相談会で用いる簡易的な省エネ診断ツールについて提案し、同ツールの特徴として省エネ行動促進効果はもちろん、講座を受講した推進員が十分に利用可能であることを説明すること。

## ② 養成講座の開講

### ア. 養成講座の内容等

上記①の「養成テキスト」を用いて、推進員を対象に即戦力となる省エネアドバイスを実践する人材を育成するため、省エネ知識や啓発実践方法などを習得する知識編、技術編及び実践編の3つの科目を盛り込んだ養成講座を1回として同内容の講座を7月～8月の間に計3回開講すること。

なお、本養成講座は全ての推進員にとって有意義であることから、大阪府知事が委嘱している推進員及び推進員候補者の少なくとも合計40名以上が受講するよう、講座日程や事前告知に配慮すること。

<3つの科目の例>

次の3科目を受託者が実施することを基本とするが、より効果的な科目があれば講座内容とすることができるものとする。

#### ・ 省エネ知識編

例) 府域の地域特性(本事業で調査等した内容等)、府民が手軽にできる省エネ行動とその効果(CO<sub>2</sub>削減量、節約金額等)を習得

#### ・ 省エネ技術編

例) 省エネ家電・機器の最新の技術情報、かしこい使用方法を習得

#### ・ 省エネアドバイス実践編

例) 省エネ相談会で即戦力となる人材を養成する目的で、省エネアドバイスを実践する方法・手順を習得(ロールプレイも含む)。

また、省エネ診断結果やアンケート手法を用いて行動を起こすための必要な事柄についてのアドバイスや提案方法などを習得。

#### イ. 専門家の招聘等

養成講座では「養成テキスト」を利用し、受託者が講師となって実施することを基本とするが、家電アドバイザー等の専門家も招いて府民の興味、関心のある省エネの知識なども推進員が習得できるものとする。

#### ウ. 推進員の登録・活用等

受講、修了した推進員は「省エネアドバイザー」として登録（20名以上）し、市町村等において広域的活用にあ資するよう受託者のホームページで紹介・PRするとともに、作成したホームページの内容を発注者へ提供できるようにする。

なお、「省エネアドバイザー」に必要な資格となる推進員の登録募集も随時行い、推進員の登録事務も併せて行うこと。

#### エ. 当日の進行及び報告書の作成等

- ・ 円滑な講座開講のため、司会・進行者、受付・会場設営者、講師対応者、記録者（写真撮影、筆記記録）など、少なくとも作業員3名を確保すること。なお、パワーポイント資料が投影できるよう機材を準備し、設営すること。
- ・ 各講座の開催結果は、開催日以後2週間以内に発注者へ電子データ（様式第2号）により提出すること。なお、開催結果には、当日の写真（科目ごとの様子がわかるもの）を挿入すること（参加者の顔が特定できるものは画像処理を施すこと）。

#### （提案を求める内容）

- ・ 養成講座の実施計画案（日程、場所、当日時間割、各講座の講師及びその選定理由）を提案し、専門家ではない推進員が省エネ相談会を担う実践力・即戦力を身につけるために工夫した点を説明すること。
- ・ 省エネアドバイザーの目標登録数（20名）の確保のための措置（養成講座の告知方法、推進員候補の募集方法等）について補足説明すること。

#### ③ 府民向け省エネハンドブックの作成

養成講座で活用したテキストは、広く家庭向けの啓発資料として活用できるよう、編集加工し、府民向け省エネハンドブックとして周知すること。

#### （提案を求める内容）

- ・ 「養成テキスト」から「府民向け省エネハンドブック」への編集方針を趣旨説明し、同ハンドブックの項目・内容を提案すること。

## (2)「省エネアドバイザー」の活躍の場の創出

### ① 省エネ相談会の実施（一般府民 700 名以上への省エネ診断）

- ・ 環境関連のイベント会場のほか、民間の商業施設（家電販売店、ショッピングモール等）などと連携して開催場所を確保し、活動の場のネットワークを構築して実施すること（活動の場のネットワーク数：府内 4 地域（北摂、中部、南河内、泉州）で各 1 箇所以上、合計で延べ 7 箇所以上）。

また、省エネ相談会では、本事業で整備する簡易的な省エネ診断のほか、希望する府民に対して環境省の「家庭エコ診断<sup>※注</sup>」を併せて実施する体制も整備すること。

#### ※注)家庭エコ診断

環境省が制度運営する診断事業で、実施機関を認定し国の資格を持つ診断士が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省 CO<sub>2</sub>・省エネ提案・アドバイスをを行うもの。

- ・ 受託者は、省エネ相談会の当日において省エネアドバイスをを行う推進員を除き、運営スタッフとして次の役割を担う人員を少なくとも 3 名確保して配置し、本相談会が滞りなく開催できるよう細心の注意を払うこと。なお、発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により履行状況を監督することができる。

#### <当日の役割等>

##### ・総括責任者

総合調整役。特に開催場所となる商業施設又はイベント会場の関係者等との調整、トラブル・緊急時対応 等

##### ・省エネ相談責任者

推進員との調整・世話役。推進員の休憩中の交代人員や受診者多数時の補充人員として対応 等

##### ・責任者補佐

責任者補佐役。特に会場設営、受診順番の整理・整列、受診呼びかけ、啓発チラシの配布その他緊急時対応 等

- ・ 特に、冬季のエネルギー使用量の多い時期に向けて事前啓発する趣旨から、9 月から 12 月の間に少なくとも一般府民 400 名の省エネ診断を行うこと。
- ・ 受託者は、各省エネ相談会の開催日以後 2 週間以内に発注者へ電子データ（様式第 3 号）によりその結果を提出すること。なお、開催結果には当日の写真を挿入すること（参加者の顔が特定できるものは画像処理を施すこと）。

### ② 省エネ相談会への府民参加の促進等

本事業は、関心の薄い府民に対して気づきをきっかけとした自発的な省エネ行動を促すことを目的としており、事前予約なしの店頭・店内や街頭での啓発となることから、開催場所の特性に応じて府民の参加促進のための効果的な手法（相談ブース、配布チラシ、インセンティブの内容等）を検討すること。

### ③ 省エネ相談会の効果検証

省エネ相談会の実施効果が検証できるよう、事後調査として養成テキストで示したアンケート調査「省エネ相談後に実施した省エネ行動の項目や CO<sub>2</sub> 削減

減効果を試算するために必要な項目に関するアンケート調査」を実施し、相談後の省エネ行動に関するデータの収集、事業効果の検証を行うこと（アンケート回収件数：200件以上、検証件数：140件以上）。

なお、アンケート調査への協力者を確保するため、相応の謝礼等（500円相当）を行うこと。

#### ④ 市町村等との連携等

本省エネ相談会とは別に、省エネアドバイザーと市町村及び民間の省エネ対策関連事業とのマッチングを図り、「省エネアドバイザー」の幅広い活用を図るよう努めること。

また、事業終了後における事業成果（省エネアドバイザー人材、省エネ診断ツール、活動の場のネットワーク等）の活用方策について本事業の実施経験を踏まえて考察し、その考察内容を実績報告書に含めること。

#### ⑤ 省エネアドバイザーの人材管理・マネージメント等

受託者は、本事業に係る省エネアドバイザーの活動等に関して一切の責任を負い、かつ責任をもってマネージメントを行うとともに、旅費（日当を含む）などの必要経費を支給すること。

なお、「家庭エコ診断」の診断士に対しては、相応の報償費を支給すること。

参考) 旅費日当の目安

「国家公務員等の旅費に関する法律」の二級以下の職務にある者：1700円/日

#### (提案を求める内容)

- ・ 省エネ相談会の具体的な実施方法について、事前調整と当日の手順（標準的な流れや時間配分、人員配置、相談ブースの設置内容）に分けて提案すること。  
また、簡易的な省エネ診断と併せて、希望する府民に対して行う「家庭エコ診断」との連携手法について現実的かつ効果的な提案をすること。  
さらに、省エネ診断数について本仕様書に示した水準以上を確保するための措置（例：相談会開催及び省エネ診断の月別の目標件数による進捗管理等）を提案すること。
- ・ 省エネ相談会の開催場所（店頭・店内、街頭等）の特性に応じて、府民の参加促進のための効果的な手法について提案すること。その際、開催場所の特性に応じて省エネ啓発以外の環境啓発効果も期待できる場合は補足すること。
- ・ 本事業の実施効果（CO<sub>2</sub>削減効果等）を検証するためのアンケート調査について内容、実施方法・手順及び効果試算方法を提案すること。  
なお、アンケート効果検証数について本仕様書に示した水準以上を確保するための措置を補足説明すること。
- ・ 本事業の成果（省エネアドバイザー人材、省エネ診断ツール、活動の場のネットワーク）について、広域的な活用手法（市町村や民間との連携手法等）を提案すること。
- ・ 省エネアドバイザーの人材管理等について管理体制、必要経費（旅費・日当、謝金（日当又は歩合）等）及び緊急時・危機管理対応等について提案すること。

### (3) 業務進行予定の策定

上記(1)及び(2)にかかる業務について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

#### (提案を求める内容)

- ・ 事業全体のスケジュール及び上記(1)及び(2)の業務ごとのスケジュールについて表形式で提案すること。
- ・ 事業全体を統括する責任者、養成講座及び省エネ相談会の当日の業務従事者(3名)について、既に決定している場合は明記(所属、役職、業務実績等)すること。また、未決定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。

以下に発注者が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等について、提案を制約するものではない。ただし、本仕様書で既に指定している業務に係る期間については遵守のこと。

時期	業務内容	主な項目等
平成30年6月～7月	・ 養成テキスト作成	・ 養成テキスト完成 ・ 推進員へ募集案内
平成30年7月～8月	・ 養成講座(計3回開催)	・ 講座内容(3科目/回) ・ 省エネアドバイザー登録 ・ 省エネハンドブックの作成
平成30年9月～ 平成31年2月	・ 省エネ相談会開催 ・ アンケート調査実施	・ 商業施設等の場所確保 ・ 省エネアドバイザー派遣 ・ 省エネ診断結果整理
平成31年3月	・ 実施効果の検証	・ アンケート集約 ・ CO <sub>2</sub> 削減効果の試算

### (4) 事業全体に係る留意点

#### ①物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、平成30年度大阪府グリーン調達方針(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenhotatsu.html>)に適合するものであること。

#### ②著作権等及び使用料について

上記(1)～(3)に含まれる企画、画像等の著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に、発注者がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにするなど、権利関係の調整を行うこと。

また、本事業における成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条を含む。)については、発注者に帰属するものとする。なお、著作物の作成を第三者に委託する場合は、あらかじめ著作権を当該第三者から譲り受けるなどの方法によ

り使用の権利関係を調整すること。本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら大阪府の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。なお、大阪府は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受託者に通知することとする。

さらに、受託者は、本事業における成果物の著作者人格権については行使しないこと。

### ③各種電子データ

- (1) 事業実施に関して企画提案し、作成する各種印刷物や電子データを発注者へ提出すること。なお、納品に際しては下記の点に留意すること。
  - (ア) 納品日 契約時に発注者と調整すること
  - (イ) 納品場所 大阪府（送付先の住所、内訳等は契約時に調整）
  - (ウ) 納品形式 電子データはCD-Rに格納し納品すること。（メディアの盤面及びケースに、格納データに関する内容を表記すること。）
- (2) ホームページをはじめ各種媒体で本電子データを利用する可能性があるため、必要に応じ発注者が指定するデータ形式への変換を依頼する場合がある。

### (5) その他留意点

- ① 5. (1)～(4)については、発注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。
- ② 本事業で作成する養成テキスト等は公表を前提とするため、個人情報の保護に十分配慮して作成すること。

## 6. 事業完了までに発注者へ提出するもの

### (1) 実績報告書 印刷物 10部（電子データ格納CD-R等 1枚）

省エネアドバイザー養成講座の開催実績、養成テキスト成果物、個別対応型省エネ相談会の開催実績、各業務で撮影した写真や実施したアンケート結果及び検証結果等、事業の実施状況が確認できるものとする。

また、事業終了後における事業成果（省エネアドバイザー人材、省エネ診断ツール、活動の場のネットワーク等）の活用方策について本事業の実施経験を踏まえて考察し、その考察内容を実績報告書に含めること。

なお、養成テキストについては7月末までに完成させ、発注者へ提出すること。

### (2) 省エネ診断ツールに係る報告（電子データ格納CD-R等 1枚）

本事業で用いた簡易型の省エネ診断ツールの内容・特徴が分かる資料を提出すること。

## 7. その他

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。



なお、発注者職員が必要に応じて本事業の履行確認を行う場合があるため、養成講座や省エネ相談会等の業務実施日は事前に発注者へ連絡すること。

- (2) スケジュールの進捗状況は随時確認可能な業務体制とすること
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議のうえ、定めるものとする。
- (4) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

## 8. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

### 1 再委託の承認

- (1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。
  - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
  - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
  - ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
  - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

### 2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければ

ばならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。

(6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。

(7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

## 9. 実施状況の報告

- (1) 受託者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること。
- (2) 発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

## 10. 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

## 11. その他

- ・本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行する。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は日本語及び日本国の通貨による。

## 養成テキスト提出書

年 月 日

大阪府知事 様

提出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

「家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業仕様書」に基づき、別添のとおり省エネアドバイザーの養成講座で使用する養成テキストを提出いたします。なお、下記のとおり養成講座を開催する予定です。

1. 開催の日時	第1回：平成 年 月 日 時 分から 時 分まで  第2回：平成 年 月 日 時 分から 時 分まで  第3回：平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
2. 開催の場所	第1回：  第2回：  第3回：
3. その他 (開催日が決まっていない理由等)	

養成講座の開催結果報告書

年 月 日

大阪府知事 様

提出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1. 開催の日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
2. 開催の場所	
3. 出席した推進員の人数	名 (出席者名簿は別紙のとおり)
4. 受託者のスタッフの氏名 ※3名以上	1. 2. 3. 4.
5. 科目ごとの講師氏名	1. 2. 3.
6. 省エネアドバイザー登録者	名 (登録者名簿は別紙のとおり)
7. 開催結果の内容	下記のとおり ※1500文字程度で、各科目の写真を添付すること。

養成講座の開催結果

- ※1500文字程度で本用紙をコピーして3～4ページにまとめること。
- ※各科目の様子が分かる写真を本用紙に貼り付けること。
- ※当日の配布資料を添付すること。

## 省エネ相談会の開催結果報告書

年 月 日

大阪府知事 様

提出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1. 開催の日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
2. 開催の場所 ※住所、商業施設名又はイベント名（主催者）等を記載	
3. 省エネ診断件数等	診断件数： 名
	アンケート等その他実施件数： 名
4. 受託者のスタッフの氏名 ※3名以上	1. 2. 3. 4.
5. 本相談会に参加した省エネアドバイザーの氏名	1. 2. 3. 4.
6. 府民参加の促進（受診者増加）のためのインセンティブ、工夫点	
7. 開催結果の内容	下記のとおり ※写真を添付すること。

省エネ相談会の開催結果

相談会の当日の様子が分かる写真

○受診者の特徴（年齢層、家族連れ・単身等）

- ・
- ・

○府民参加（受診者増加）のために工夫した点の詳細（看板内容、配布物、PR方法等）

- ・
- ・
- ・

○来場者・来店者の状況（行動観察）、受診に至らないケースの要因分析

- ・
- ・
- ・

○アンケート等その他（提案内容に基づき実施した事項、件数等）